

答申第12号



鎌倉審査第27号

平成9年12月22日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年9月14日付けで諮問（諮問第11号）された1994年11月から12月にかけて行われた教育委員会事務局による〇〇教諭に関する元同僚（〇〇小）に対する事情聴取の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

1994年11月から12月にかけて行われた教育委員会事務局による〇〇教諭に関する元同僚（〇〇小）に対する事情聴取の文書（以下「本件文書」という。）については、当該公文書は存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年7月11日付で行った本件文書に関する不存在処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、実施機関は、本件文書が不存在である理由として、多くの情報（回答）が得られなかった。伝聞や噂の域を出ないものであった。体罰その他の言動の事実を認知していなかったことを不存在の理由としているが、事情聴取は、複数の元同僚に対して行われており、それぞれ得た回答を照合すれば何らかの情報を得ることは可能であり、一同僚は事実経過について子供たちからの訴えを中心に知り得る限りを答えており、情報不足というのは不当である。

また、体罰事件について、公務において事情聴取しているにもかかわらず、その記録や報告文書を作成しなかったことは不当な裁量であり、仮に、事情聴取において体罰事実が確認できなかったのであれば、その事実認定を何らかの記録として残すべきである。さらに、文書不作成の理由に、事情聴取の前提として「メモ等文書に残さない」という約束をしたと言うが、事情聴取の当事者はいずれも全体の奉仕者であり、いわば私法上の取引自体が違法と言わざるを得ず、公文書不作成の理由として承服できない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりであ

る。

(1) 本件文書は、異議申立人から教育委員会へ平成6年11月4日に提出された、教諭の児童に対する体罰に関して調査を求める請願（以下「請願」という。）に基づいて、教育委員会事務局が、〇〇小学校の元同僚複数に対して行った〇〇教諭に関する事情聴取に関するものである。

(2) 事情聴取は、事実について率直に話してもらうため「メモ等は残さない」という約束で聴取したが、聴取は主として運動会の応援練習のことや、クラブ活動について指摘されたことについて行った。

回答としては、「騒がしかったかどうかは憶えていない」とか「そういうことは知らなかった」というようなものであった。また、伝聞の域を出ないものや、体罰その他の言動の事実を認知していないものであり、それぞれの回答を照合しても事実関係について何らかの情報を得ることがなかったので、口頭報告処理を行い文書による報告は行わなかった。

(3) 体罰と認定されなかったのであれば、その事実認定を何らかの記録として残さなければ当該教諭の被疑事実は明らかにされないまま、問題は未解決になるとの点については、体罰と認定されなかった事実も文書として残すことになれば、体罰と認定されなかったにもかかわらず、体罰と疑われた事実のみが公文書として残ることになり、疑う理由の合理性、正当性のいかんにかかわらず、疑われた者が将来に渡って不利益を被る危険性が含まれており、適当ではないと考える。

また、事情聴取時にメモを残さないとの発言については、被聴取者に対して精神的圧迫感を与えずに、率直な発言を促し、より正確に事実関係の把握を行うためにしたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取したほか、参考人からも事情聴取を行って審議を進めた結果、以下のように判断する。

(1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

- (2) 実施機関は、本件文書について、元同僚から事実を率直に話してもらうため「メモ等文書に残さない」約束で事情聴取をしており、その内容も「騒がしかったかどうかは憶えていない」とか「そういうことは知らなかった」等、伝え聞いたといった噂の域を出ないものであったことから、文書を作成する必要はないと判断したこと、又、当該教諭の行為が明確に体罰であると認識されていなかったことから、文書で報告するという認識も持っていなかったため、口頭報告の処理を行っていたが、当時としてはそれが通常の事務処理であったと述べている。
- (3) 参考人の陳述でも「子供からそういう噂を聞いたことがある」など、多くは「知らなかった」というもので、体罰を裏付ける内容は得られなかったと述べている。
- (4) 以上のことから明らかなように、本件文書は作成されておらず、公文書として存在しないことが認められるので、結論においては、公文書の不存在処分は妥当と判断する。

しかし、公文書公開制度及び本件請願に基づく事実関係の確認に伴う事情聴取ということを勘案すると、事情聴取に際して、メモはとらないとの約束のもとに行われているが、教育委員会による事情聴取は、提出された請願に基づいて実施されているものであり、公的な性格を有するものと言うことができる。聴取者は、その状況を後で報告する責任を負っているものであり、体罰的なことがなかったので口頭報告としたようだが、そういう約束があったにしても、事情聴取の経過や結果を文書として残すことにより、将来に向けて事実の透明性を確保することが公文書公開制度の趣旨・精神に叶うものと考えられる。

このような見地から考えると、本件文書を作成しなかったことは、その事務処理に適切さを欠いたものと言わざるを得ない。

なお、実施機関は、本件を一つのきっかけとして、体罰はもちろん、体罰と疑われるような行為もあってはならないとの観点に立つとともに、平成6年度から施行された公文書公開条例の精神をも考慮し、現時点

では、体罰と疑わしい行為があった場合についても公文書を作成するように手続きを改めた事実が認められるところであり、本件異議申立てに対する判断は前述したとおりであるが、今後はより一層、公文書公開制度の趣旨を十分踏まえた運用がされることを期待するものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

開 催 年 月 日	処 理 経 過
7. 9. 14	諮問（諮問第11号）
9. 14	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
10. 11	不存在理由説明書を受理
10. 12	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
10. 30	意見書を受理
10. 31	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 6. 20	・ 審議（第39回審査会）
7. 18	・ 審議（第40回審査会）
8. 4	・ 審議（第41回審査会）
8. 18	・ 審議（第42回審査会）
10. 1	・ 審議（第43回審査会）
10. 31	・ 審議（第44回審査会）
11. 25	・ 審議（第45回審査会）
12. 12	・ 審議（第46回審査会）
12. 22	答 申